

## I 総括

### 1 沿革

- 昭和 19 年 10 月 千葉県保健相談所、簡易保険健康相談所、社会保険健康相談所を統合し市川市真間町 4 丁目に開設された。管内(市川市、船橋市、行徳町、南行徳町、浦安町、大柏村、鎌ヶ谷村)
- 昭和 26 年 9 月 船橋保健所が開設されたことに伴い、船橋市及び鎌ヶ谷村が船橋保健所に移管された。
- 昭和 27 年 7 月 市川市八幡町 5-652 に新設移転した。
- 昭和 42 年 6 月 野犬等捕獲抑留に関する事務が東葛飾地区ドッグセンター(現動物愛護センター東葛飾支所)に移管された。
- 昭和 44 年 12 月 市川市南八幡 5-11-22 に庁舎を新築した。  
(市川市の所有地 2,527.60 m<sup>2</sup>を借地し、鉄筋コンクリート 3 階建築延面積 1,158.60 m<sup>2</sup>)
- 昭和 45 年 4 月 食品衛生監視及び指導を円滑に推進するため食品衛生監視機動班が設置され、市川、船橋、松戸、柏及び野田保健所管内の監視、指導にあたった。
- 昭和 49 年 4 月 環境衛生課が新設された。
- 昭和 54 年 4 月 検査課が新設された。
- 平成 04 年 4 月 食品衛生課内の食品衛生監視機動班が廃止され、食品広域監視班が新設され、市川、松戸保健所管内の監視・指導にあたった。
- 平成 09 年 4 月 地域保健法施行にともない、総務課を除いてすべて班体制にし、新たに企画調整班を新設して、地域保健の広域的、専門的、技術的拠点として整備された。  
なお、食品広域監視班の監視区域が変更になり、市川・船橋・習志野保健所管内を担当することになった。
- 平成 12 年 4 月 食品衛生班及び環境衛生班が廃止・統合され、生活衛生課が新設された。  
なお、地域指導班、疾病対策班、精神保健福祉班、検査班が課制となり、それぞれ地域指導課、疾病対策課、精神保健福祉課、検査課が設置された。
- 平成 13 年 4 月 習志野保健所検査課及び船橋保健所検査課が廃止され、検査業務が市川保健所検査課に統合された。
- 平成 15 年 4 月 東葛南で統合された検査業務が見直され、習志野保健所に検査課が設置された。  
(船橋保健所は、平成 15 年船橋市保健所となる。)
- 平成 16 年 4 月 東葛飾支庁社会福祉課と統合され、名称が「市川健康福祉センター(市川保健所)」となった。  
また、センター長は保健所長を兼務、副センター長は保健所次長を兼務することになった。組織も改編し、総務企画課(前総務課・企画調整班)、地域保健福祉課(前地域指導課・支庁社会福祉課の一部)、精神保健福祉課、健康生活支援課(前生活衛生課・疾病対策課・検査課)の 4 課体制となった。  
なお、食品広域監視班は、習志野健康福祉センターに移設され、当センターの業務を兼務することになった。
- 平成 16 年 6 月 配偶者暴力支援センターを併設し、DV相談業務が開始された。

- 平成 17 年 4 月 精神保健福祉課が地域保健福祉課に、また健康生活支援課の検査部門が総務企画課に編入された。
- 平成 20 年 4 月 総務企画課の検査部門が習志野健康福祉センター（習志野保健所）検査課に統合された。食品広域監視班の名称が食品機動監視班に変更になった。
- 平成 25 年 2 月 庁舎の耐震改修工事に伴い、仮事務所へ移転した。（市川市市川南 1-1-1 I-link タウンいちかわザ・タワーズイースト 103）
- 平成 25 年 4 月 組織改正に伴い、副センター長（兼保健所次長）が 3 名となった。また、総務企画課、地域保健課、地域福祉課、疾病対策課、生活衛生課の 5 課体制となった。
- 平成 25 年 10 月 庁舎の耐震改修工事終了に伴い、仮事務所から庁舎へ移転した。（市川市南八幡 5-11-22）

管内市町村の変遷

- 昭和 24 年 11 月 大柏村が市川市に合併した。
- 昭和 30 年 3 月 行徳町が市川市に合併した。
- 昭和 31 年 10 月 南行徳町が市川市に合併した。
- 昭和 56 年 4 月 浦安町が市政施行し、現在の管内は、市川市、浦安市の 2 市である。

表 1 歴代所長

代	氏名	在任期間	代	氏名	在任期間
初代	陳 神 伝	昭和 20.10.1～20.11.16	14代	今 留 淳	平成 7.4.1～9.3.31
2代	大 石 巖	昭和 20.11.17～26.7.15	15代	井 上 孝 夫	平成 9.4.1～11.3.31
3代	北 原 圭 三	昭和 26.7.16～30.3.31	16代	安 藤 由 記 男	平成 11.4.1～16.3.31
4代	高 塚 太 吉	昭和 30.4.1～36.4.30	17代	渡 邊 義 郎	平成 16.4.1～20.3.31
5代	内 田 早 苗	昭和 36.5.1～39.3.31	18代	児 玉 賀 洋 子	平成 20.4.1～22.3.31
6代	坂 口 孝 友 郎	昭和 39.4.1～48.3.31	19代	久 保 秀 一	平成 22.4.1～25.3.31
7代	沖 山 鏝 三 郎	昭和 48.4.1～55.3.31	20代	江 口 弘 久	平成 25.4.1～27.3.31
8代	稲 田 正 實	昭和 55.4.1～58.3.31	21代	佐 久 間 文 明	平成 27.4.1～28.3.31
9代	藤 本 辰 一	昭和 58.4.1～60.3.31	22代	児 玉 賀 洋 子	平成 28.4.1～30.3.31
10代	村 上 泰 邦	昭和 60.4.1～61.3.31	23代	坂 本 泰 啓	平成 30.4.1～令和 2.3.31
11代	今 関 治 邦	昭和 61.4.1～平成 2.3.31	24代	野 田 秀 平	令和 2.4.1～3.3.31
12代	山 田 裕 巳	平成 2.4.1～5.12.31	25代	佐 久 間 文 明	令和 3.4.1～4.3.31
事務 取扱	服 部 隆 男	平成 6.1.1～6.3.31	26代	影 山 育 子	令和 4.4.1～
13代	服 部 隆 男	平成 6.4.1～7.3.31			

## 2 概 要

当保健所は市川市及び浦安市の2市を管轄している。千葉県北西部に位置し、江戸川を境に東京都と隣接するため、郊外住宅都市として高層住宅の増加と共に人口の転出入の多い地域である。

一方、湾岸部埋立て地には企業の進出が図られ、京葉工業地帯の一端を担っている。近年は大型リゾートを核とした大規模ホテル群が整備され、東京に最も近いリゾート地として、新型コロナウイルス感染症の影響が少ない令和元年度では国内外から年間2,900万人を超える観光客が訪れている（東京ディズニーリゾート 令和3年千葉県観光入込調査報告書）。

このような状況の中、保健医療に対する関心が高い住民のニーズに対応するため、当保健所では保健衛生及び食品・環境衛生の行政を推進するにあたり、市や関係機関、関係団体と連携を強化し、地域の公衆衛生の向上に努めている。

## 3 管内の状況

### (1) 管内の人口及び世帯等の概況

表3- (1) 管内人口及び世帯数等の概況

区 分	世 帯 数 (世 帯)	人 口 (人)	人 口 密 度 (人/k m <sup>2</sup> )	面 積 (k m <sup>2</sup> )
管 内	327,881	666,793	8,920.31	74.75
市 川 市	246,892	496,834	8,648.11	57.45
浦 安 市	80,989	169,959	9,824.22	17.30
県 総 数	2,833,850	6,275,278	1,216.91	5,156.74

出典：(人口) 令和4年10月1日現在 千葉県毎月常住人口調査

(面積) 国土地理院 令和4年10月1日現在 全国都道府県市区町村別面積調

図3- (1) 管内図



(2) 管内人口の年齢構成

管内人口の年齢構成は、表3-(2)-アのとおりで令和4年4月1日現在の年齢3区分によると、0歳～14歳までの年少人口の割合は11.8%、15歳～64歳までの生産年齢人口は67.5%、65歳以上の老年人口は20.7%である。年々管内の年少人口は減少し、老年人口は増加しており、少子高齢化が進んでいるといえる。

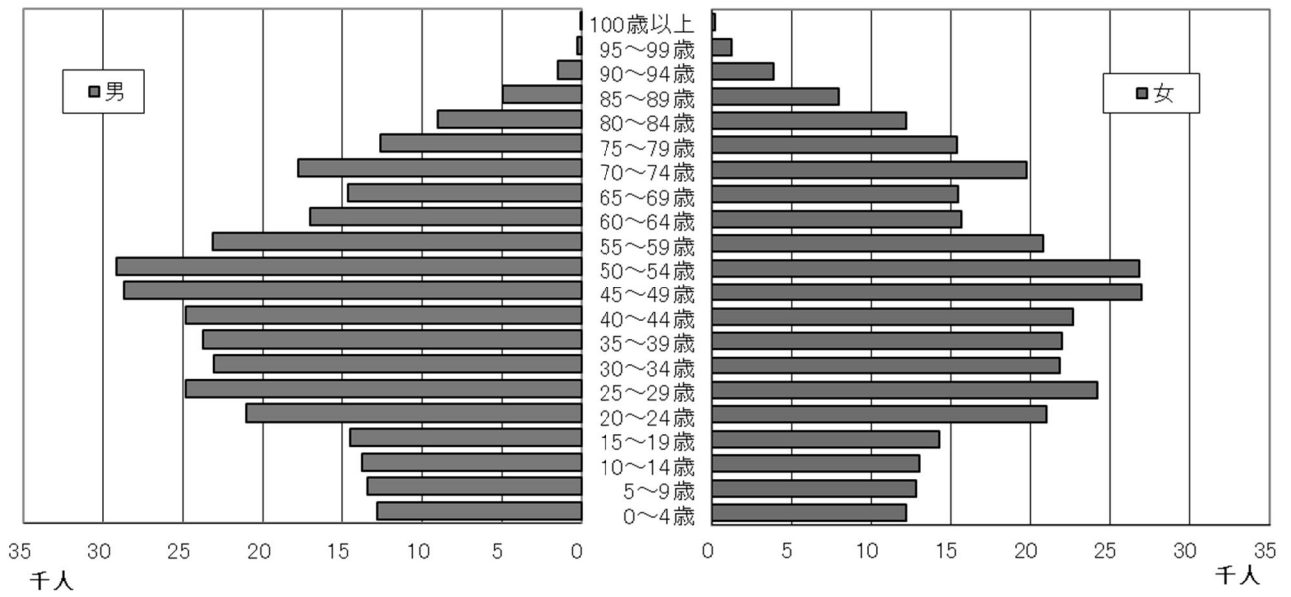
管内の令和4年4月1日現在の年齢5歳階級別人口構成は図3-(2)のとおりである。

表3-(2)-ア 年齢構成の推移 (単位：人)

	年	総人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口		不詳	
			0歳～14歳	%	15歳～64歳	%	65歳～	%		%
管内	19	625,294	87,518	(14.0)	452,984	(72.4)	84,792	(13.6)	—	—
	24	633,631	86,996	(13.7)	442,546	(69.8)	104,089	(16.4)	—	—
	29	650,007	82,785	(12.7)	439,875	(67.7)	127,347	(19.6)	—	—
	R2	662,799	80,398	(12.1)	448,362	(67.6)	134,039	(20.2)	—	—
	R3	662,246	79,232	(12.0)	447,400	(67.6)	135,614	(20.5)	—	—
	R4	660,804	77,987	(11.8)	446,152	(67.5)	136,665	(20.7)	—	—
市川市	19	467,398	61,789	(13.2)	336,591	(72.0)	69,018	(14.8)	—	—
	24	470,952	60,697	(12.9)	327,001	(69.4)	83,254	(17.7)	—	—
	29	482,544	59,211	(12.3)	323,559	(67.1)	99,774	(20.7)	—	—
	R2	491,821	58,169	(11.8)	329,515	(67.0)	104,137	(21.2)	—	—
	R3	492,283	57,745	(11.7)	329,359	(66.9)	105,179	(21.4)	—	—
	R4	491,545	57,097	(11.6)	328,732	(66.9)	105,716	(21.5)	—	—
浦安市	19	157,896	25,729	(16.3)	116,393	(73.7)	15,774	(10.0)	—	—
	24	162,679	26,299	(16.2)	115,545	(71.0)	20,835	(12.8)	—	—
	29	167,463	23,574	(14.1)	116,316	(69.5)	27,573	(16.5)	—	—
	R2	170,978	22,229	(13.0)	118,847	(69.5)	29,902	(17.5)	—	—
	R3	169,963	21,487	(12.6)	118,041	(69.5)	30,435	(17.9)	—	—
	R4	169,259	20,890	(12.3)	117,420	(69.4)	30,949	(18.3)	—	—
県総数	19	6,160,519	830,939	(13.5)	4,201,114	(68.2)	1,128,466	(18.3)	—	—
	24	6,258,078	821,274	(13.1)	4,081,296	(65.2)	1,355,508	(21.7)	—	—
	29	6,285,160	782,039	(12.4)	3,871,704	(61.6)	1,631,417	(26.0)	—	—
	R2	6,321,366	756,721	(12.0)	3,855,773	(61.0)	1,708,872	(27.0)	—	—
	R3	6,319,128	747,204	(11.8)	3,846,179	(60.9)	1,725,745	(27.3)	—	—
	R4	6,305,476	736,282	(11.7)	3,834,066	(60.8)	1,735,128	(27.5)	—	—

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（各年4月1日現在）

図3－(2) 管内年齢5歳階級別人口構成図（令和4年4月1日現在）



出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（令和4年4月1日現在）

表3-(2)-イ 管内及び市町村・性・年齢階級別人口 (単位：人)

年齢区分	総数	年少人口			生産年齢人口										老年人口							
		0 ～	5 ～	10 ～	15 ～	20 ～	25 ～	30 ～	35 ～	40 ～	45 ～	50 ～	55 ～	60 ～	65 ～	70 ～	75 ～	80 ～	85 ～	90 ～	95 ～	100 ～
管内 総数	660,804	25,009	26,209	26,769	28,730	42,049	49,012	44,927	45,665	47,533	55,613	56,002	43,936	32,685	30,099	37,507	27,965	21,172	12,856	5,327	1,518	221
男	330,827	12,803	13,410	13,770	14,492	21,051	24,822	23,088	23,738	24,855	28,682	29,203	23,150	17,006	14,661	17,754	12,606	9,023	4,927	1,478	282	26
女	329,977	12,206	12,799	12,999	14,238	20,998	24,190	21,839	21,927	22,678	26,931	26,799	20,786	15,679	15,438	19,753	15,359	12,149	7,929	3,849	1,236	195
市川市 総数	491,545	18,897	19,207	18,993	19,817	28,957	36,261	34,545	34,539	35,627	41,283	40,833	32,213	24,657	22,907	28,330	21,643	16,648	10,440	4,320	1,246	182
男	248,519	9,657	9,811	9,786	10,056	14,946	18,871	18,187	18,303	19,010	21,693	21,556	17,089	12,855	11,316	13,375	9,679	6,976	3,917	1,181	233	22
女	243,026	9,240	9,396	9,207	9,761	14,011	17,390	16,358	16,236	16,617	19,590	19,277	15,124	11,802	11,591	14,955	11,964	9,672	6,523	3,139	1,013	160
浦安市 総数	169,259	6,112	7,002	7,776	8,913	13,092	12,751	10,382	11,126	11,906	14,330	15,169	11,723	8,028	7,192	9,177	6,322	4,524	2,416	1,007	272	39
男	82,308	3,146	3,599	3,984	4,436	6,105	5,951	4,901	5,435	5,845	6,989	7,647	6,061	4,151	3,345	4,379	2,927	2,047	1,010	297	49	4
女	86,951	2,966	3,403	3,792	4,477	6,987	6,800	5,481	5,691	6,061	7,341	7,522	5,662	3,877	3,847	4,798	3,395	2,477	1,406	710	223	35
千葉県 総数	6,305,476	217,920	250,875	267,487	278,052	326,121	335,058	341,306	381,289	420,127	504,022	500,927	398,078	349,086	365,478	468,857	354,204	278,901	170,047	73,622	20,869	3,150
男	3,140,226	111,485	128,806	137,506	142,609	168,241	173,623	177,912	198,086	218,028	261,714	260,269	205,638	177,172	179,516	222,773	161,351	122,900	66,171	21,846	4,223	357
女	3,165,250	106,435	122,069	129,981	135,443	157,880	161,435	163,394	183,203	202,099	242,308	240,658	192,440	171,914	185,962	246,084	192,853	156,001	103,876	51,776	16,646	2,793

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（令和4年4月1日現在）

#### 4 健康相談

表4 健康福祉相談及び検査の日

(令和4年4月1日現在)

区 分		曜 日	時 間	備 考
精神保健福祉相談		第1月・第2月 第4金曜日 第1金曜日※	13:30～15:30	予約制 ※) 浦安市健康センターで実施
DV相談		<電話相談> 月～金曜日 <面接相談> 金曜日	9:00～17:00	相談専用電話 047-377-1199 面接相談は予約制
「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に係る相談		月～金曜日	9:00～17:00	相談専用電話 047-377-8854
H I V 相談・検査	即日検査	新型コロナウイルス感染症の影響により中止		
	夜間検査			
肝炎ウイルス検査 (B型・C型)				
腸内細菌検査		毎月2回月曜日	9:00～10:30	有料
結核管理検診・ 接触者健康診断		第1水曜日 第2・4水曜日	9:30～健診終了時 14:30～健診終了時	対象者に通知

## 5 各種委員会

### (1) 市川健康福祉センター運営協議会

地域保健法第 11 条及び千葉県行政組織条例第 28 条第 1 項の規定により設置している。  
地域保健法第 11 条：

第 5 条第 1 項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に、運営協議会を置くことができる。

千葉県行政組織条例第 28 条第 1 項：

県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

別表第二

附属機関名	担任する事務
健康福祉センター運営協議会	健康福祉センターの所管区域内の地域保健及び地域福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項を審議すること。

表 5 - (1) 運営協議会委員名簿 (令和 5 年 3 月 31 日現在)  
(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
市川市長	田 中 甲
浦安市市長	内 田 悦 嗣
市川市医師会会長	伊 藤 勝 仁
浦安市医師会会長	上 田 建
市川市歯科医師会会長	石 井 広 志
浦安市薬剤師会会長	田 中 靖 祥
東京ベイ・浦安市川医療センター管理者	神 山 潤
国立国際医療研究センター国府台病院院長	青 柳 信 嘉
千葉県看護協会市川地区部会長	浅 川 利 恵
市川市福祉公社理事長	大 西 純 子
浦安市社会福祉協議会会長	宇田川 勝 久
千葉県議会議員	赤 間 正 明
千葉県議会議員	鈴 木 衛
千葉県議会議員	プ リ ティ 長 嶋
千葉県議会議員	坂 下 しげき
元千葉県議会議員	守 屋 貴 子
千葉県議会議員	田 中 幸 太 郎
元千葉県議会議員	矢 崎 堅 太 郎
千葉県議会議員	宮 坂 奈 緒
和洋女子大学健康栄養学科教授	登 坂 三 紀 夫
市川保健所管内食品衛生協会会長	帆 刈 隆 一



(2) 市川保健所感染症診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 24 条の規定により設置している。

法律第 24 条：

各保健所に感染症の診査に関する協議会を置く。

(診査する内容)

法律第 18 条第 1 項による通知、第 20 条第 1 項及び第 26 条の規定による一類感染症及び二類感染症の患者に対する 10 日以内の入院勧告、第 20 条第 4 項及び第 26 条の規定による前述の患者に対する延長入院の必要の是非、並びに第 37 条の 2 第 1 項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を診査する。

表 5 - (2) 感染症診査協議会委員名簿 (令和 5 年 3 月 31 日現在)  
(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
山口医院 院長	山口 隆
国際医療福祉大学市川病院 結核・感染症治療部長 国際医療福祉大学 病院教授	増山 英則
大塚医院 院長	大塚 智博
東京ベイ・浦安市川医療センター 感染症内科部長 (兼 感染対策室 室長)	織田 錬太郎
小笠原司法書士事務所 代表	小笠原 謙吾

## 6 機構及び事務内容

(令和4年4月1日現在)

センター長 (兼保健所長)	副センター長 (兼保健所次長) 事務・統括	総務企画課	1 庶務、人事、文書收受及び公有財産に関すること。
			2 予算、決算、経理及び物品会計に関すること。
			3 職員の福利厚生、給与、旅費、諸手当に関すること。
			4 医療関係の許可及び諸届等に関すること。
			5 医療施設等に係る報告に関すること。
			6 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、毒物・劇物取締法に関すること。
			7 医療従事者等の免許申請業務に関すること。
			8 献血及び薬物乱用防止に関すること。
			9 健康福祉センター運営協議会に関すること。
			10 地域保健医療計画の策定・進行管理等に関すること。
			11 地域保健に関する調査・研究及び企画調整に関すること。
			12 情報の収集、整理・活用及び供給に関すること。
13 人口動態統計等衛生上の統計に関すること。			
14 保健・医療・福祉に係る総合相談窓口に関すること。			
15 保健所実習及び臨床研修制度等の企画調整に関すること。			
16 広報及び啓発活動の業務に関すること。			
17 地域防災対策に関すること。			
副センター長 (兼保健所次長) 地域保健・地域福祉・ 災害時医療・現任教育 及び学生実習	地域保健課	1 保健師業務に関すること。	
		2 母子専門相談事業及び母子保健推進協議会に関すること。	
		3 一人ひとりに応じた健康支援事業に関すること。	
		4 医療給付(小児慢性特定疾病、特定不妊治療等)に関すること。	
		5 成人・老人保健事業に関すること。	
		6 特定疾患治療研究事業及び難病相談事業等に関すること。	
		7 肝炎治療特別促進事業に関すること。	
		8 健康づくり・栄養改善事業に関すること。	
		9 調理師法に関すること。	
		10 健康ちば21推進事業に関すること。	
		11 給食施設の指導及び栄養関係団体の育成に関すること。	
		12 歯科保健事業に関すること。	
		13 精神保健福祉法の施行に関すること。	
		14 精神保健福祉相談・訪問援助に関すること。	
		15 総合的な自殺対策推進事業に関すること。	
副センター長 (兼保健所次長) 疾病対策・生活衛生・ 院内感染症対策・ 健康危機管理	地域福祉課	1 特別児童扶養手当の認定及び支給に関すること。	
		2 民生委員・児童委員に関すること。	
		3 母子・父子・寡婦福祉に関すること。	
		4 児童・高齢者・障害者の福祉に関すること。	
		5 戦傷者・戦没者遺族等の援護業務に関すること。	
		6 配偶者暴力相談支援センターの業務に関すること。	
副センター長 (兼保健所次長) 疾病対策	疾病対策課	1 結核及び感染症対策に関すること。	
		2 原子爆弾被爆者の医療等に関すること。	
		3 エイズ相談・教育及び抗体検査事業に関すること。	
		4 予防接種事業に関すること。	
		5 石綿健康被害救済業務に関すること。	
		6 腸内細菌検査に関すること。	
		7 保健師業務に関すること。	
副センター長 (兼保健所次長) 生活衛生課	生活衛生課	1 食品衛生法(食品機動監視課の所掌するものを除く)の施行に関すること。	
		2 製菓衛生師法に関すること。	
		3 ふぐの取扱い等に関する条例の施行に関すること。	
		4 動物の愛護及び管理に関する法律の施行に関すること。	
		5 狂犬病予防法、千葉県動物の愛護及び管理に関する条例の施行に関すること。	
		6 公衆浴場法、興行場法、旅館業法、理容師法、美容師法、クリーニング業法に関すること。	
		7 化製場等に関する法律、温泉法に関すること。	
		8 建築物における衛生的環境の確保に関する法律、住居衛生に関すること。	
		9 遊泳用プール行政指導指針に関すること。	

7 職員数及び配置状況

表7 職員配置

(令和4年4月1日現在)

	所長 【センター長】	次長 【副センター長】	総務 企画課 【課長】	地域 保健課 【課長】	地域 福祉課 【課長】	疾病 対策課 【課長】	生活 衛生課 【課長】	計
合計	1	3	【1】7	【1】13	【1】7 (2)	【1】25 (7)	【1】22 (11)	※71 (13)
医師	1							1
事務		1	【1】4	1	【1】5	4		15
薬剤師			2	1			5 (2)	8 (2)
獣医師			1				【1】3	4
保健師		1		【1】6		【1】12		19
診療放射線技師						1		1
臨床検査技師						7 (7)	11 (7)	※11 (7)
管理栄養士				2			3 (2)	5 (2)
精神保健福祉士				3				3
その他の技術職員		1			2 (2)	1		4 (2)
食品衛生監視員 《再掲》	1	1					12 (4)	14 (4)
環境衛生監視員 《再掲》	1	1					11	13

(注) 技術職員の内訳は、主たる職種とする。また、兼務職員の内数は( )に、課長の職種は【 】に再掲とした。

※ 疾病対策課、生活衛生課の臨床検査技師は両課を兼務している者もいるため、合計した値とはなっていない。